

養父市中学生スポーツ・文化芸術活動推進計画
～ 人と人がつながるまちづくり 移行から展開へ ～

令和7年2月

養父市教育委員会

はじめに

これまで中学校部活動は、学校教育の一環として生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、行われてきた。体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流による好ましい人間関係の構築のほか、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有するとともに、教師の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術の振興を担っている。

しかし、養父市では、少子化が進展する中、中学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも厳しくなっており、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するための持続可能な活動環境の整備が求められている。

このような社会情勢の変化を受け、スポーツ庁と文化庁では、適切な休養日の設定や外部指導者の採用など、部活動の改革を進めてきた。近年では、平成31年の中教審答申で示された「部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務」という認識の下、特に、公立中学校における運営主体を学校から多様な団体へと移行することが検討され、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁は『学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（以下「国のガイドライン」という。）を策定し、「令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけ、各地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進する」としている。

また、兵庫県では、令和6年7月に「兵庫県部活動地域移行推進計画」（以下「県の推進計画」という。）が策定され、今後、子どもたちのみならず地域の誰もが、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくりを推進することが示された。

こうした国や県の動向を受け、養父市では、令和3年度に「養父市部活動のあり方検討会議」（以下「検討会」という。）を立ち上げ、市内関係団体や学校関係者との協議を重ねてきた。また、令和6年度からは国の委託事業として、新たな地域クラブ活動の実証事業に取り組み、競技や地域の実情に応じた移行や運営体制のあり方について検証を進めている。学校部活動を地域へ展開し、生徒が地域の人とつながり、活気あふれるまちづくりをめざす。

本推進計画は、国のガイドラインや検討会での協議を踏まえ、本市が部活動地域移行により、新たに中学生が地域で活動するために必要となる地域クラブの運営や活動のほか、地域移行の方針、スケジュール及び今後の学校部活動の方針についてまとめたものである。

目次

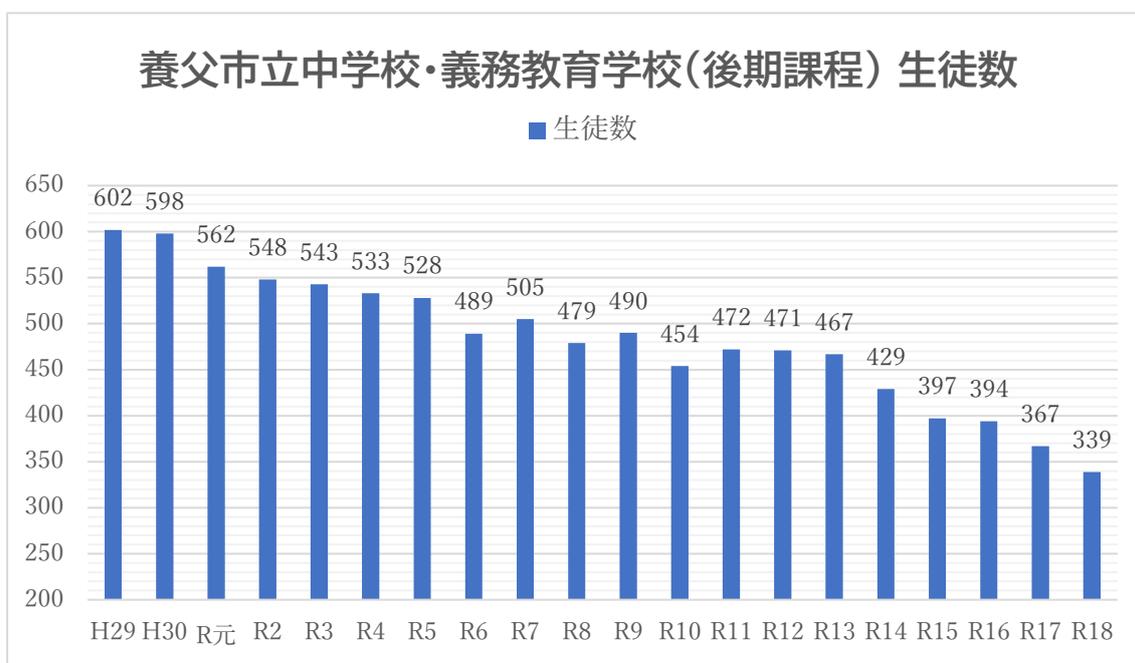
1	部活動改革の必要性	3
	(1) 少子化の進展	
	(2) 選択肢の減少とニーズの多様化	
	(3) 学校の働き方改革	
2	目的・めざす姿と基本方針	6
	(1) 目的・めざす姿	
	(2) 基本方針	
3	移行スケジュール	7
4	養父市地域クラブについて	8
	(1) 地域と共に展開する養父市地域クラブの活動のあり方	
	(2) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	
	(3) 学校との連携	
5	地域クラブ活動へ向けた環境整備	11
6	関係資料	12

1 部活動改革の必要性

(1) 少子化の進展

少子化の進展により、本市の小学生・中学生数は減少傾向にある。今後は、これまで以上の速さで少子化が進むことが予測される。

学校では、軟式野球やソフトボールや吹奏楽など多人数で行う種目の活動が難しくなり、また、生徒の減少に伴う教職員の減少により部活動の顧問が配置できなくなるなど、各校の部活動数の減少や活動低下を招いている。今後も少子化の進展が予想される中、中学校の部活動をこれまでと同じ体制で運営していくことが困難になる。しかし、単に部活動の運営をそのまま地域に移行することは、養父市の現状からは困難であり、学校やこれまでの部活動の枠にとらわれない、持続可能な体制の構築が求められている。



令和6年10月調査

(2) 選択肢の格差とニーズの多様化

本市は、学校規模によって設置部活動数に差があり、スポーツ・文化活動機会の格差が見られる。今後も生徒数の減少による部活動数の削減により、さらに生徒の選択肢が限られることが予想される。

一方で、小学5・6年生に実施した「スポーツ・文化芸術活動」のアンケート結果では、現在多くの小学生が取り組んでいる水泳、ピアノ、習字、ダンス、サッカーなどが養父市内の学校部活動になかったり、取り組んでいる活動を中学生になっても継続したいと考えていたりする児童も多い。また、現在、取り組んでいるスポーツ・文

化芸術活動がない児童に対して、中学生になってから取り組みたい種目を聞くと、養父市内の学校部活動にはないバドミントン、美術、パソコン、ダンス、サッカーなどと回答する児童も多い。

子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に対するニーズが多様化しており、既存の学校部活動の種目だけでは、子どもたちのニーズに応えることができなくなっている。

令和6年度養父市中学校部活動一覧 義務教育学校(後期課程)を含む ※シーズン制の部活動は除く

【男女共通】

学校名	養父中学校	大屋中学校	八鹿青溪中学校	関宮学園(後期課程)
軟式野球	○	○	○	○
吹奏楽	○	○	○	○
ボランティア	○			

【男子】

男子ソフトテニス	○		○	
男子卓球	○	○	○	
男子バスケットボール	○		○	○

【女子】

女子ソフトテニス			○	
女子バレーボール	○	○	○	
女子バスケットボール			○	○
女子ソフトボール	○		○	

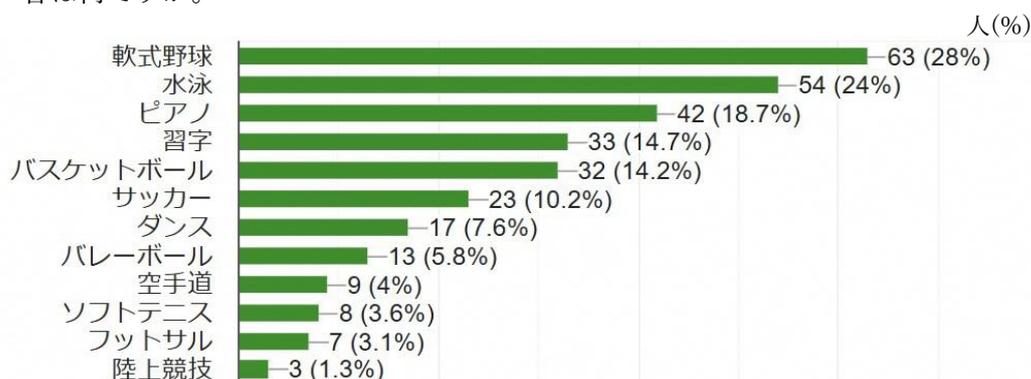
令和7年2月1日現在

「スポーツ・文化芸術活動アンケート」結果（一部抜粋）

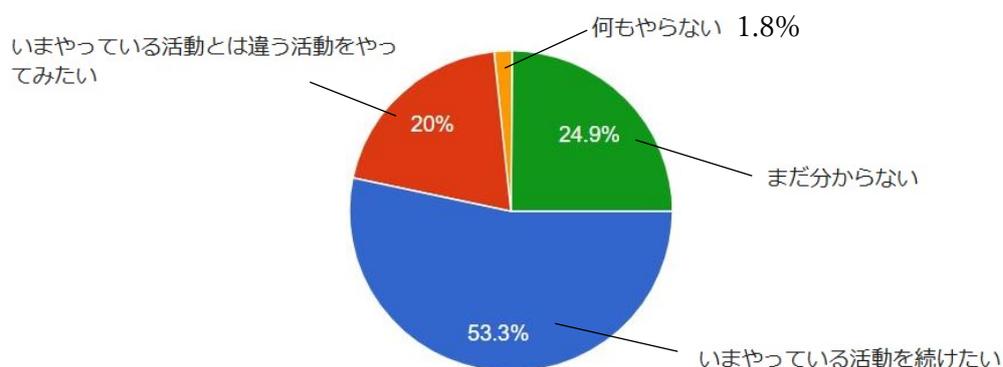
実施 令和7年1月

対象 小学5・6年生（328人対象 325人回答）

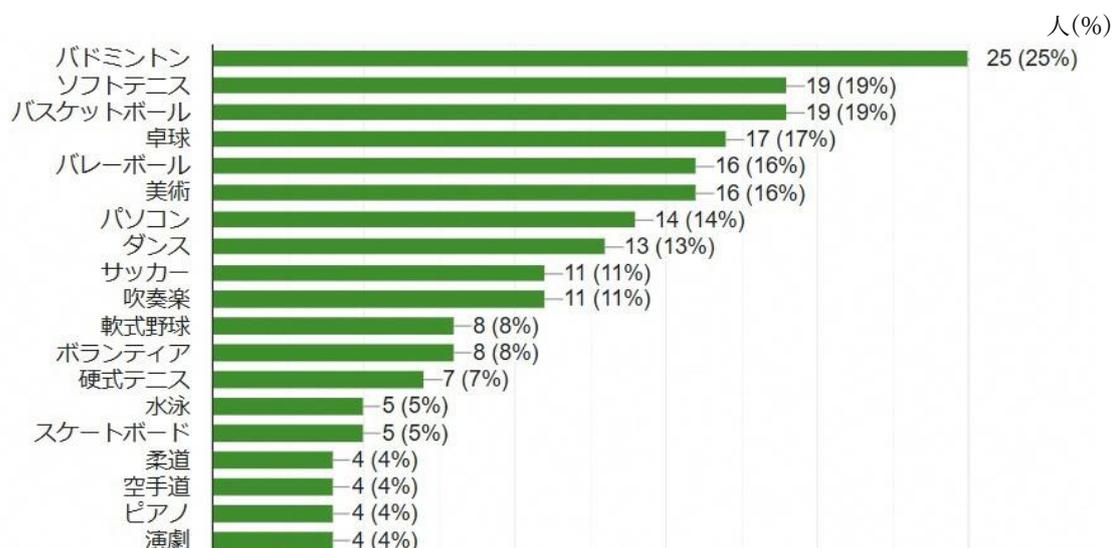
【問1】現在、学校以外でスポーツや文化芸術活動に参加している人に質問します。活動内容は何か。



【問2】問1で回答した人は、中学生になったらどのような活動をやってみたいですか。



【問3】現在、学校以外でスポーツや文化芸術活動に参加していない人は、中学生になったらどのような種目に興味がありますか。



(3) 学校の働き方改革

近年、教職員の長時間労働が課題として認識され、働き方の改革が求められている。特に、部活動については、「教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっている」（文部科学省『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革』令和2年9月）と指摘されている。

令和4年度の文部科学省の調査によると、中学校の教師の中で、1か月の時間外勤務の上限とされる45時間を超える者は全体の50パーセントを超え、小学校や高等学校と比べ突出して多いことが分かる。この最大の要因に部活動指導がある。

また、令和5年度に、養父市立中・義務教育学校（後期課程）の教職員を対象に実施した「養父市部活動の地域移行に関するアンケート」の結果から、担当する部活動の

種目を専門として指導できる教職員は、全体の約 35 パーセントしかおらず、半数以上は専門的な指導ができない種目を指導していることが明らかになった。専門ではない種目の指導は、時間的・身体的な負担だけでなく、精神的にも大きな負担となっていることが想像される。部活動地域移行により教職員の負担を軽減し、教職員が本来業務である授業や生徒の指導に注力できる環境の整備に取り組み、教職員としての働きがいが見いだせる学校づくりをめざしている。

(4) 中学生の活動の場を地域へ

学校部活動を地域へ展開することにより、生徒は多世代との交流により多様な価値観に触れることができ、学びの多い活動となる。また、地域にとっては、世代を超えた交流によりコミュニティの絆が強くなり、地域の中につながりや自分の居場所、役割を持つことができ、自己肯定感を高めることができる。ひいては、養父市の取り組む社会的処方への推進につながるものとなる。

2 目的・めざす姿と基本方針

(1) 目的・めざす姿

部活動は、生徒が学校という身近な場所でスポーツや文化芸術活動に親しみ、競技力や技術を向上させるとともに、達成感や連帯感を育む活動として定着してきた。

しかし、少子化に伴う活動の停滞や経験のない教職員が指導を担う状況など、これまでの形が機能しなくなりつつあり、改革が必要となっている。

国のガイドラインにおいては、「学校部活動の地域移行は、『地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。』という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。」と示されている。

また、県の推進計画においては、「部活動の地域移行は、単に学校から部活動を切り離すということではなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現をめざし、地域の環境整備や機運の醸成を図ることが重要になる」と示されている。

本市においても、この改革で地域社会を活性化させるチャンスと捉え、社会的処方の視点を踏まえて、これまで部活動が担っていた役割・機能を地域社会に展開する。

(2) 基本方針

令和10年(2028)年度10月以降を目標に、「学校部活動」を終了し、中学生のスポーツ・文化芸術活動を地域に展開する。

※種目によって学校部活動終了時期は変更可。

3 移行スケジュール

○ 改革推進・実行期(令和6年度～令和10年度9月)

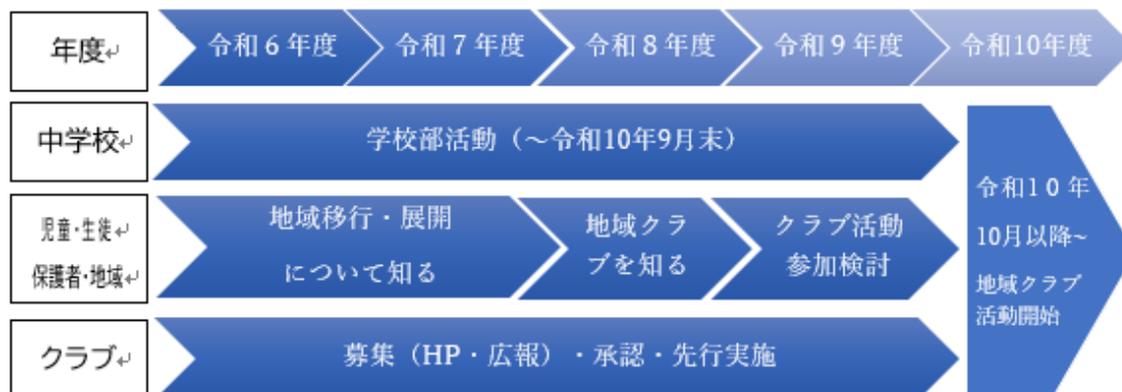
養父市では、令和6年度からの改革推進・実行期間において、運動部・文化部ともに地域クラブの創立を支援し、課題の抽出・把握を行うとともに、関係機関等と連携して課題の解決に取り組む。また、中学生のスポーツ・文化芸術活動の地域への展開に向けて、学校や保護者、地域等への周知等を行う。

○ 改革完了期(令和10年10月以降を目標)

学校部活動を終了し、中学生の多種多様なニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動が地域で展開される環境を構築する。

※今後、国や県が新たな方針を示した場合などは、必要に応じて本市推進計画の見直しを行う。

【学校部活動の地域への展開に向けたスケジュール】



4 養父市地域クラブについて

(1) 地域と共に展開する養父市地域クラブの活動のあり方

養父市地域クラブ活動（以下「地域クラブ」という。）は学校教育の一環としてではなく、地域の指導者の下で行う活動であるため、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」としても位置付けられる。このため、活動は、これまで学校部活動が担ってきた「人としての豊かな成長」や「多様な人々とのつながりの中での成長」などの教育的役割や意義を継承・発展しつつ、地域での多様な体験やさまざまな世代との豊かな交流など、新たな価値の創出を行い、スポーツ・文化芸術を通して養父市まちづくり計画の「学びがあふれる教育環境」の充実を図ることが重要である。

(2) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ア 参加者

地域クラブ活動への参加を希望する全ての中学生を対象とする。

イ 実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備・充実

本市の持続可能な地域クラブ活動の推進に寄与する団体とし、市教委に登録することとする。市教委は、関係者等の協力を得ながら、登録された地域クラブ活動の実施主体の整備・充実を支援する。

② コーディネーターの配置及び関係者間の連携体制の構築等

地域クラブの創立や既存の社会教育団体との連携及び運営を支援するコーディネーターを市教委に配置するとともに、定期的・恒常的な関係者間の情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。活動の実施主体は、クラブ活動中のけがや事故、生徒同士のトラブル等の対応を含む管理責任について明確にし、参加者及びその保護者の共通理解を図ることとする。

【養父市地域クラブ承認要件】

- 中学生を対象に活動しているクラブであること。
- 市内に事務局を置き、市内で活動すること。
※対外試合等は活動場所を市内に限定しない。
- 営利目的を主とした運営でないこと。
- 部活動の意義を理解し、勝敗に偏った指導にならないように努め、生徒の資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。
- 「養父市立中学校における（運動・文化）部活動の方針」に準じた活動日数及び時間を設定すること。

ウ 指導者

① 指導者の質の保障

生徒を安全・健康管理面及び教育面で支える指導者は、研修に取り組み、指導者としての資質向上を図る。

地域クラブ活動の実施主体は、指導者に暴力等の問題となる行動がみられた場合、指導者本人及び運営団体が責任を負うこととなるため、相談体制を整備するほか、公平・公正に対処することとする。

② 適切な指導の実施

スポーツ分野の地域クラブ活動の実施主体は、文部科学省作成の「運動部活動での指導のガイドライン」(平成 25 年 5 月) やスポーツ分野の国内統括団体等が作成する「指導手引」などを活用して指導を行うこととする。

文化芸術分野の地域クラブ活動の実施主体は、文化庁作成の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年 12 月) や文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等が作成する「指導手引」などを活用して指導を行うこととする。

③ 指導者の確保

地域クラブ活動の実施主体は、退職教員や兼職兼業を希望する教職員等の人材を活用し、競技や指導の経験のある指導者と併せ、地域クラブ活動が適切に運営できる数の指導者を確保することとする。

地域クラブ活動の実施主体において、教職員等を指導者として雇用する際には、異動や退職等があっても継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意することとする。また、兼職兼業に係る労働時間等の確認は、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照しながら適切な勤務管理に努めることとする。

市教委は、国や県が示す兼職兼業に係る手引き等を参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。また、市教委が兼職兼業を許可する際には、本人の意思を十分に確認・尊重するとともに、学校運営に支障がないことを勘案することとする。

市教委は、既存のスポーツ・文化芸術団体に対し、地域クラブへの参加を呼びかけ、指導者の確保に努め、地域クラブ活動の実施主体と連携する体制を整備する。

エ 活動内容

地域クラブ活動の実施主体は、生徒のニーズや体力、障がいの有無等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて確保することとする。また、その内容を生徒や保護者に周知することとする。

オ 生徒の安全確保

- ① スポーツ競技の指導者は、「運動部活動での指導のガイドライン」を参考に、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、生徒の安全確保に最大限配慮し、適切な休養、過度の練習防止、合理的かつ効率的・効果的な指導等を行うこととする。

- ② 地域クラブ活動の実施主体又は指導者は、必要に応じ、中学生の発達段階に係る専門的知見を有する有識者の協力を得ながら、発達の個人差や成長期における心と体の状態等に関する正しい知識を習得することとする。
- ③ 地域クラブ活動の実施主体は、活動時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保することに努めることとする。
- ④ 地域クラブ活動の実施主体は、活動が可能な環境基準として、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示すこととする。

カ 適切な休養日等の設定

- ① 地域クラブ活動の実施主体は、活動計画を策定する際に「養父市立中学校における運動部活動の方針」「養父市立中学校における文化部活動の方針」に定める休養日及び活動時間等の設定を参考に休養日や活動時間を適切に設定することとする。
- ② 休養日及び活動時間については、地域クラブが複数の学校の在籍生徒で構成されることに鑑み、参加者が在籍する各学校の実態や学校行事等を踏まえ、必要に応じ、各学校とも連絡調整を行いながら適切に設定することとする。

キ 活動場所

地域クラブ活動の実施主体は、小・中学校や公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設等の施設を幅広く活用し、活動場所の確保に努めることとする。

ク 大会等の参加

地域クラブ活動の実施主体は、週末等に開催される大会等に参加することが生徒や保護者、指導者の過度な負担とならないよう、また、参加する大会等が適正な回数となるよう精選することとする。

ケ 適切な会費の設定及び保護者等の負担軽減

- ① 地域クラブ活動の実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で会費を設定する。
- ② 市教委は、地域クラブ活動の活動費用について、受益者負担を原則としつつ、持続可能なクラブ活動の支援策を検討する。
- ③ 市教委は、地域クラブ活動の実施主体が、企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器並びに活動費の寄附等の支援を受けることができる体制を整備するものとする。
- ④ 地域クラブ活動の実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うこととする。

コ 保険の加入

地域クラブ活動の実施主体は、指導者や参加する生徒等に対し、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を勧めることとする。また、その際には、分野・競技特性及びこれまでのけがや事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定することとする。

サ コーディネーターの役務

コーディネーターは、地域クラブ活動が適切に行われるよう、その取組状況を適宜把握し、必要な指導・助言を行い、地域クラブの創立や運営を支援する。また、生徒のニーズに合った地域クラブ活動が選択できるよう、地域クラブ運営方針やその内容等について周知を図る。

(3) 学校との連携

ア 兼職兼業制度等の整備

地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が、地域の一員として活動に参加できる仕組みを整備する。

具体的には、勤務時間や給与の取扱いに関する問題が生じることのないよう、『『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教職員等の兼職兼業の取扱い等について』（令和3年2月17日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）に基づき、教職員等の兼職兼業の許可をスムーズに行うこととする。

また、教職員等が学校業務や授業準備等により多忙な場合は、地域クラブ活動での指導に時間を割くことが難しいと考えられることから、勤務時間の適正化をいっそう推進する。

イ 「職務」及び「地域クラブ活動での指導」の区別

教職員等が地域クラブ活動での指導に参加する際、その役割が教育公務員としての職務ではなく、地域の一員として指導していることを市民等に周知し、理解を求めることとする。

5 地域クラブ活動へ向けた環境整備

(1) 地域展開に向けた関係主体の役割

ア 市教委の役割

市教委は地域クラブ活動への展開を円滑に進めるため、児童生徒や保護者に対してアンケートを通じてニーズを適宜把握しながら、環境の整備方法等を検討し、実行する。

イ 関係組織の役割

市のスポーツ協会や文化連盟などの団体は、必要に応じ、地域クラブ活動の取組の助言・支援を行う。

ウ 学校の役割

学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性及び実績を生かし、市教委や地域クラブ活動の実施主体と協力・協働する。

6 関係資料

(1) 国（文部科学省、スポーツ庁、文化庁）

① 部活動改革ポータルサイト

～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行（地域移行）に向けて～

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



② 文化部活動改革

～部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備～

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>



③ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
（令和4(2022)年12月）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf



④ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師
等の兼職兼業の取扱い等について（通知）（令和3(2021)年2月17日）

https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt_syoto01_01.pdf



⑤ 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）

https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf



(2) 兵庫県

① 兵庫県部活動地域移行推進計画（令和6(2024)年7月25日）

<https://x.gd/BqEHT>



② いきいき運動部活動（4訂版）（平成30(2018)年9月）

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~taiikubo/gakkkoutaiikukakari/unndoubukatudou/ikiikisaisyuu.pdf>



③ 文化部活動の在り方に関する方針（平成31(2019)年3月）

<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/uploads/sites/8/2023/03/guideline.pdf>

